

【変動型最低制限価格の算出方法】

○対象工事（予定価格200万円を超える案件）

建築関連工事（建築一式工事、電気工事、管工事、塗装工事、解体工事等）のうち千曲市建設工事請負人選定委員会が指定したもの

※「変動型最低制限価格制度」を適用する案件については、公告または指名通知において、その旨を表記します。

有効な入札（予定価格の80%以上100%以下）

2者以上の場合

有効な入札書の金額の低いものから、有効な入札書の参加者数の60%（小数点以下端数切上げ）分について平均額を算出し、その平均額の92%（小数点以下端数切捨て）を変動型最低制限価格とする。

ただし、その額が予定価格の80%未満となる場合は、予定価格の80%（千円未満端数切捨て）を変動型最低制限価格とする。

1者の場合

予定価格の80%
（千円未満端数切捨て）を変動型最低制限価格とする。

〈 算出手順（標準例） 〉

予定価格を超えている者：1者
予定価格の80%～100%の者：5者
予定価格の80%未満の者：1者

合計7者による入札があった場合

- ① 予定価格を超えている者と予定価格の80%未満の者を除き、残りの5者を有効入札書（参加者）数とする。
- ② ①の有効入札書（参加者）数の60%を求める。
 $5者 \times 0.6 = 3者$ （算定基礎数）
- ③ 有効な入札書のうち、入札額の低いものから順次数えて②の算定基礎数（3者）に達するまでの入札額の平均額を求める。
- ④ ③の平均額の92%を求め、**変動型最低制限価格**とする。

令和5年7月1日施行

令和7年6月1日対象工事の金額改定